

水道事業建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安房郡市広域市町村圏事務組合水道部が発注する工事又は製造の請負契約に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定及び水道事業会計規程第100条で準用する安房郡市広域市町村圏事務組合財務規則（昭和58年規則第1号）第120条第1項の規定による最低制限価格を設ける場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 予定価格が500万円を超える工事又は製造の請負に係る入札においては、最低制限価格を設けるものとする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額。以下同じ。）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額とし、入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額とする。）から1万円未満を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。
なお、算定にあたっては、別表に留意するものとする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

2 工事等の性質上、前項の規定により難しいもの及び特に必要があると認められるものについては、前項に規定する算定方法にかかわらず、入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から1万円未満を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年6月4日から施行する。

(適用)

2 この要領は、この要領の施行の日以後に入札公告を行う入札について適用する。

別 表

算定項目	費 目
(1) 直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費 等
(2) 共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費 等
(3) 現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、 機器間接費 等
(4) 一般管理費等の額	一般管理費 等